

金融厅

表5－4 金融庁における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）

政策ごとの評価結果については、

総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.htm) を参照されたい。

また、政策評価の結果の政策への反映状況は、以下の一覧のとおりである。

1 事前評価

表5－4－(1) 事業評価方式により事前評価した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	金融庁行政情報化LANシステム設計・構築経費（次期LANシステム）	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 事前評価結果を踏まえ、「金融庁行政情報化LANシステム設計・構築経費」について、平成25年度予算要求（99百万円）を行い、政府予算案に計上（99百万円）された。

表5－4－(2) 規制を対象として事前評価した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	少額短期保険業に係る規制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 規制の事前評価の結果を踏まえ、「保険業法施行令等の一部を改正する政令」及び「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」が公布・施行された（24年7月公布・施行（25年4月施行分を除く。））。
2	保険会社の子会社等への与信に係る大口与信規制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 規制の事前評価の結果を踏まえ、「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」が公布・施行された（24年7月公布・施行）。
3	P TS取引における公開買付規制（5%ルール）の適用除外	<ul style="list-style-type: none"> 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令」が公布・施行された（24年10月公布・施行）。
4	臨時報告書による開示対象子会社の範囲の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 規制の事前評価の結果を踏まえ、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」が公布・施行された（24年9月公布、24年10月施行）。
5	A I J投資顧問株式会社事業を踏まえた資産運用に係る規制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」が公布・施行された（24年12月公布・施行）。
6	信用金庫・信用組合による会員・組合員の外国子会社への資金の貸付け等の解禁	<ul style="list-style-type: none"> 規制の事前評価の結果を踏まえ、「信用金庫法施行令及び中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令」が公布・施行された（25年3月公布・施行）。

表5－4－(3) 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	自動発注サーバに係る非課税措置の創設	・ 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、自動発注サーバに係る非課税措置の創設について税制改正要望（平成24年9月）を行った。
2	海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化等	・ 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化等について税制改正要望（平成24年9月）を行った結果、平成25年度税制改正大綱（平成25年1月）において、海外投資家に対する振替社債利子非課税制度を恒久化する措置を講ずること等が盛り込まれ、これを反映した「所得税法等の一部を改正する法律案」が国会提出された（平成25年3月）。
3	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の判定式の見直し	・ 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、投資法人による不動産の買換特例等の適用について税制改正要望（平成24年9月）を行った結果、平成25年度税制改正大綱（平成25年1月）において、投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の判定式を見直す措置を講ずることが盛り込まれ、これを反映した「所得税法等の一部を改正する法律案」が国会提出された（平成25年3月）。
4	火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実	・ 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実について税制改正要望（平成24年9月）を行った結果、平成25年度税制改正大綱（平成25年1月）において、積立率を引上げた上で（4%→5%）、適用期限を3年間延長する措置を講ずることが盛り込まれ、これを反映した「所得税法等の一部を改正する法律案」が国会提出された（平成25年3月）。
5	企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充	・ 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充について税制改正要望（平成24年9月）を行った結果、平成25年度税制改正大綱（平成25年1月）において、合理的な再生計画に基づく債権放棄について、中小企業再生支援を行う再生ファンドの債権放棄も対象とする特例を設ける措置を講ずることが盛り込まれ、これを反映した「所得税法等の一部を改正する法律案」が国会提出された（平成25年3月）。
6	「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用	・ 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用について税制改正要望（平成24年9月）を行った結果、平成25年度税制改正大綱（平成25年1月）において、両機構が企業再生に伴い買取債権等の放棄を行う場合の借り手企業における債務免除益につき、企業再生税制（一行放棄）の対象とする措置を講ずることが盛り込まれ、これを反映した「所得税法等の一部を改正する法律案」が国会提出された（平成25年3月）。
7	投資信託・投資法人法制の見直しに係る所要の措置（海外不動産関係）	・ 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、投資信託・投資法人法制の見直しに係る所要の措置について税制改正要望（平成24年9月）を行った結果、平成25年度税制改正大綱（平成25年1月）において、投資法人による海外不動産取得促進のための過半議決権保有制限の特例を設ける措置を講ずることが盛り込まれ、これを反映した「所得税法等の一部を改正する法律案」が国会提出された（平成25年3月）。
8	企業再生支援機構の地域経済活性化支援機構への改組・機能拡充に伴う所用の措置	・ 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、企業再生支援機構の地域経済活性化支援機構への改組・機能拡充に伴う所用の措置について税制改正要望（平成25年1月）を行った結果、平成25年度税制改正大綱（平成25年1月）において、地域経済活性化支援機構が、企業再生に伴い買取債権等の放棄を行う場合の借り手企業における債務免除益につき、企業再生税制（一行放棄）の対象とする措置を講ずることが盛り込まれ、これを反映した「株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律」（平成25年法律第2号）が平成25年3月6日に公布、同月18日に施行された。

2 事後評価

表5－4－(4) 実績評価方式により事後評価した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、モニタリングシステム関係経費、バーゼルⅡ対応システム関係経費及び金融機能強化法に基づく資本増強の審査に必要な経費の平成25年度予算要求（142百万円※）を行い、政府予算案に計上（273百万円※）された。 <p>※復興庁所管において一括計上された分を含む。</p> <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の機構・定員要求を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 投資一任業者に対する監督業務に係る体制整備のため、投資一任業監督管理官の機構及び課長補佐2名、係長2名、係員2名の定員の要求を行った。 信託銀行に対する監督業務に係る体制整備のため、課長補佐1名、係長1名の定員の要求を行った。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、主に以下の法令等の整備・改正を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> バーゼル3などの国際的な議論を踏まえ、国内金融機関に対する自己資本比率の計算ルール等について、金融庁告示の改正を行った（24年12月、25年3月）。 中小企業金融円滑化法の期限到来後も、金融機関が貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるとともに、中小企業等に対する経営支援に積極的に取り組むよう促すため、金融検査マニュアル・監督指針等の改正案を公表した（25年3月）。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 中小企業金融円滑化法の適切な運用 中小企業金融円滑化法等に基づく貸付条件の変更等の実施状況や体制整備状況等について、当局として金融機関からのヒアリング・報告等を通じてフォローアップを行った。また、同法に基づく貸付条件の変更等の実施状況等に係る金融機関からの報告について、半期毎に取りまとめて公表した。 金融機能強化法の適切な運用 金融機関に対して、金融機能強化法の積極的な活用の検討を促すとともに、同法に基づき国との資本参加を行った金融機関の経営強化計画等について、履行状況報告を公表した（24年8月、25年2月）。 早期健全化法の適切な運用 早期健全化法に基づく経営健全化計画について、履行状況報告を公表した（24年7月、12月）。
2	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、効果的・効率的な金融検査を実施するために必要な金融機関等検査経費等について平成25年度予算要求（350百万円）を行い、政府予算案に計上（349百万円）された。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の機構・定員要求を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 信託銀行に対する検査体制の強化を図るための体制整備のため、統括検査官の機構及び特別検査官2名の定員の要求を行った。 保険会社の検査における問題点を解消するための体制整備のため、特別検査官1名、専門検査官1名の定員の要求を行った。

	<p>＜その他の反映状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 ○ 信託銀行に対する検査体制の整備 平成 24 事務年度の「検査基本方針」(24 年 8 月 28 日公表)において、「信託業務に係るリスク管理等」を検査の重点事項にするとともに、検査で得られた情報等を分析し、信託の種類ごとの特性に応じた「検証の着眼点」を整理した。 ○ バーゼルⅢなど、国際的規制等に対応するための体制整備 バーゼルⅢに係る自己資本比率告示の改正(24 年 3 月 30 日公布)に伴う金融検査マニュアルの改定(同 8 月 10 日公表)等を行った。 また、海外駐在検査官等を通じて、米国の外国金融機関に対する健全性規制案など、新たな国際的規制の動向について情報を収集し、金融検査に与える影響を分析した。 ○ 保険会社に対する検査体制の整備 平成 24 事務年度においては、保険検査部門を前事務年度の 5 部門から、1 部門増やして 6 部門とし、保険会社に対する検査体制の強化を図った。 また、保険会社と検査官との双方向の議論を促し、保険会社の経営改善に向けた自主的な取組みを促進するため、「保険検査評定制度」を導入した(24 年 4 月より「試行」を開始)。 さらに、一部の小規模な保険会社については、検証範囲を絞った上で短期間の立入検査を実施した。 ○ 検査における IT の活用 大量の電子メールや音声データの抽出・分析等を可能とする「デジタルフォレンジック技術」を金融検査に導入した。 ○ 海外当局等との連携強化 国際的に活動する我が国金融機関グループや主要外国金融機関グループの在日拠点に対する検査を効果的・効率的に行う観点から、海外当局との連携を図るとともに、検査局職員や海外駐在検査官等が海外当局等を訪問して積極的に意見交換を行い、情報や問題意識の共有を図り、連携強化を行った。 また、在日のフィナンシャル・アタッシュエ等と意見交換会を実施し、連携を強化した。
3	<p>【改善・見直し】</p> <p>＜予算要求＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、金融危機管理経費の平成 25 年度予算要求(41 百万円)を行い、政府予算案に計上(41 百万円)された。 <p>＜定員要求＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、国際的な破綻処理制度の整備に伴う体制整備のため、課長補佐 1 名の定員の要求を行った。 <p>＜法令・制度の整備・改正＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、破綻時に預金の払戻しを円滑に行うための措置等を内容とする「預金保険法の一部を改正する法律」の成立(23 年 5 月)を踏まえ、主要行等向けの総合的な監督指針、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針及び金融検査マニュアルを改正した(24 年 4 月)。 <p>＜その他の反映状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 ○ 預金保険法第 102 条の適切な運用 りそなグループに対して、24 年 7 月(24 年 3 月期分)及び 12 月(24 年 9 月期分)に、預金保険法第 108 条に基づき経営健全化計画の履行状況について報告を求め、その内容を公表した。 ○ 金融機関の秩序ある処理の枠組みの整備 金融機関の秩序ある処理の枠組みの整備についての検討のため、金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」において検討を行い、報告書を取りまとめた(25 年 1 月)。 ○ 名寄せデータ精度の維持・向上 名寄せデータ精度維持・向上のため、預金保険機構とも連携し、

		<p>検査・監督を通じて、名寄せデータの整備状況を引き続き検証し、改善を促した。</p>
4	国際的な金融監督のルール策定等への貢献	<p>【改善・見直し】</p> <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、国際保険分野での国際ルール形成及び実施に係る体制整備のため、課長補佐1名の定員の要求を行った。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の通り、国際的なルール策定に積極的に貢献した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ G20 ロスカボス・サミット（24年6月）及びサンクトペテルブルク・サミット（25年9月）に向け、過去のG20サミットにおける合意に基づき、システム上重要な金融機関に関する政策枠組みやシャドーバンキングに対する規制・監視のあり方等について議論を進めるとともに、G20サミットでの議論に積極的に参加・貢献した。 ○ 金融安定理事会(FSB)において行われた、(1)システム上重要な金融機関に係る政策枠組み、(2)シャドーバンキングの規制・監視のあり方、(3)これまでに合意された改革(店頭デリバティブ市場改革等)の実施、等に関する議論に積極的に参加・貢献した。 ○ L EI (取引主体識別子)に関して、金融庁が、25年1月新設のL EIシステムのガバナンスを担うL EI規制監視委員会(ROC)内に設置された中核機関である執行委員会のメンバーになるとともに、国際担当参事官がL EI規制監視委員会の副議長(アジア地域代表)に就任した。 ○ バーゼル銀行監督委員会(BCBS)における流動性カバレッジ比率(LCR)規制の見直しや、国内のシステム上重要な金融機関の取扱いに関する枠組み等に関する議論に貢献した。 ○ 東アジア・オセアニア中央銀行役員会議 銀行監督ワーキンググループ(EMEAP・WGBS)での議論に積極的に参加し、各当局のバーゼル規制への取組みの推進に貢献した。 ○ 証券監督者国際機構(IOSCO)において行われたマネー・マーケット・ファンド(MMF)、証券化商品、金融指標、中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制についての議論など、国際的な証券規制に関する原則や基準の設定等に係る議論に積極的に参加・貢献した。また、国際政策統括官(就任当時は金融国際政策審議官)が、23年4月から24年5月まで専門委員会の議長を、24年5月から25年3月まで代表理事会の議長を務めた。 ○ 國際会計基準(IFRS)財団 モニタリング・ボード(MB)における、IFRSやIFRS財団、国際会計基準審議会(IASB)に関する議論に積極的に参加・貢献した(国際政策統括官(就任当時は総括審議官)が、22年10月からはMB暫定議長を、24年2月からはMB議長を務め、取りまとめを実施)。また、IFRS財団のガバナンスの向上に向けた議論に関しては、24年2月にモニタリング・ボードより公表されたガバナンス改革に関する報告書において、MBのメンバー要件として記載されていた「IFRSの使用」の定義について、25年3月に公表した。 ○ 保険監督者国際機構(IAIS)において行われた、グローバルにシステム上重要な保険会社の選定及び施策措置に関する議論に積極的に参加・貢献した。また、国際政策管理官が24年10月に執行委員会副議長に就任した。 ○ ジョイントフォーラムにおいて行われた、銀行、証券及び保険の少なくとも二つの分野で実質的な活動を行う企業グループ、所謂金融コングロマリットに対する監督強化のため、「金融コングロマリット監督原則」(24年9月公表)の実施に係る議論に参加・貢献した。 <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の通り海外監督当局との連携強化等を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際的に活動を行う金融機関の監督上の諸問題について、海外監督当局との意見交換及び情報交換を行った。その一環として、監督カレッジや国際的な危機管理に向けた取組みを行った。 ○ EU、英国、中国、インド、韓国等の各国金融当局との間で二国

		<p>間協議を実施し、金融規制等に関する議論を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、金融活動作業部会（FATF）によるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際的推進等を目的としたFATF第4次相互審査国際基準に係るメソドロジー策定作業に関し、25年2月に採択・公表されるに至る議論において、我が国の実情を十分に踏まえた柔軟性かつ実効性を伴う審査基準となるよう国際交渉を行った。 <p>また、20年に実施されたFATFによる第3次対日相互審査に対する第3、4、5回目のフォローアップ報告書作成において、関係省庁との連携のもと適切な対応を行い、我が国のFATF基準実施への取組みについてFATFメンバー国より最大限の理解及び支援を得ることに貢献した。</p>
5	アジア域内の金融・資本市場の整備への協力、及び他のアジア諸国での我が国企業の展開を支え、自らも展開する金融業の支援	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「アジアの金融インフラ整備支援事業」及び「新興市場国に対する技術支援の効果的実施」のため、平成25年度予算要求（138百万円）を行い、政府予算案に計上（136百万円）された。 <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、日本企業によるアジア進出支援の推進に係る体制整備のため、海外展開推進調整官1名、係長1名の定員の要求を行った。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の通りアジアの金融インフラ整備支援事業及びアジアの新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ アジアの金融インフラ整備を支援する観点から、ベトナムの証券市場整備支援の一環として、25年3月にベトナム証券委員会向けに証券監督セミナーを開催した。財務総合政策研究所と協働でミャンマーの証券取引法整備支援を行った。さらにミャンマー及びインドネシアにおける金融インフラ整備支援のための基礎的調査を行った。ベトナム及びインドネシアにおいては、電子記録債権制度を現地で普及させるためのセミナーを25年3月に実施した。 ○ 25年2月及び3月に、アジアの新興市場国の銀行・証券・保険監督当局の職員を招聘し、日本の銀行・証券・保険分野のそれぞれの規制・監督制度や取組み等について、金融庁職員等による研修事業を実施した。 評価結果を踏まえ、中国については、23年12月の日中首脳会談で両国の金融協力の推進を首脳間で合意し、事務レベルの「日中金融市场発展のための合同作業部会」が設置され、適格外国機関投資家（QFII）の投資枠拡大及び証券分野における外資出資比率引上げにつながった。インドについては、23年12月の日印首脳会談において、デリー・ムンバイ産業大動脈構想（DMIC）関連の投資促進のための金融規制緩和を提起し、24年4月の日印閣僚級経済対話においても同じく規制緩和を要望した結果、同年7月に優先貸出規制に関する緩和が実施された。 評価結果を踏まえ、WTOクラスターサービス交渉において、自由化交渉の進展に向けた議論に参加した。さらに経済連携協定（EPA）交渉において、豪州、ASEAN、カナダ、モンゴルとのEPA交渉に参加した。
6	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、金融分野における裁判外紛争処理制度改善経費、改正貸金業法に係る制度・多重債務者対策に関する広報経費及び振り込め詐欺救済法に係る業務に関する経費について平成25年度予算要求（13百万円）を行い、政府予算案に計上（13百万円）された。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の関係法令を整備した。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(24年3月9日国会提出)が、24年9月6日に成立した。(同法施行(公布後1年6月以内)に向け、関係政府令を整備予定。) ○ 平成24年7月、返金申請を促す観点から、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則」の改正を行い、実際に被害に遭われた方が返金の申請を迅速に行うことができるよう、申請書様式を記載しやすい簡易な構成に変更した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 ○ 改正貸金業の適切かつ円滑な施行及び更なる多重債務者対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 1 「多重債務者相談強化キャンペーン2012」を実施し、全国各地で消費者向け及び事業者向けの無料相談会の開催等の取組みを行った(24年9月～12月)。 2 都道府県別に、消費者向け及び事業者向けの相談窓口を記載したポスター8万枚、チラシ108万枚を作成し、関係機関等に配布した(24年3月)。 3 「多重債務者相談の手引き」(23年8月、「多重債務相談マニュアル」を改訂)の自治体の相談員等を対象とする研修会を、23年12月から25年3月にかけ、全地方財務局等において開催した(24年中は7カ所において開催)。 ○ 振り込め詐欺への的確な対応 <ul style="list-style-type: none"> 1 平成24事務年度主要行等、中小・地域金融機関向け監督方針において、金融機能の不正利用の防止に向けた対策を監督上の重点事項とし検証した。 2 平成24年10月、政府広報において、新聞突き出し広告を行い、広く一般国民に向けた返金制度の周知を行った。 3 平成25年3月、被害者の方が公告を閲覧する際の利便向上のため、預金保険機構のホームページの改善(画面の見やすさ及び検索機能の改善)を図った。 4 振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の具体的使途である、①犯罪被害者等の子供に対する奨学金貸与、②犯罪被害者等支援団体に対する助成の両事業の内容を盛り込んだ内閣府・財務省令が平成24年4月より全面施行された。両事業の担い手については公募を実施し、「公益財団法人 日本財団」が当該事業の担い手として決定され、平成24年12月18日より、両事業が開始された。
7	<p>【改善・見直し】</p> <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 ○ 昨年に引き続き、金融取引の基礎知識をまとめたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」を1万7千部、未公開株取引等に関するトラブル防止を解説した「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を2万3千部配付した。さらに地域住民を対象に、金融トラブルに巻き込まれない事をテーマにしたシンポジウムを全国6箇所で開催した。(高松、札幌、さいたま、熊本、金沢、福岡) ○ 金融庁金融サービス利用者相談室では、金融関連法令(改正)施行前において改正内容に係る研修を実施するなど、相談員のスキルアップに努めた。 <p>また、金融ADR機関が円滑に紛争解決業務を遂行できるよう、当室に利用者から寄せられた相談の傾向等を意見交換の場において当該機関へ情報提供することを、平成25年1月から3月までの間に実施し、当室の役割の拡充を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当庁の施策や金融取引に係る注意事項等の利用者の关心の高い事項について、金融庁ウェブサイトに特集ページを設置し利用者利便の向上を図った。 <p>また、海外の利用者へのタイムリーな情報発信を目的に、24年7月から、一週間の新着情報の概要を英訳した「FSA Weekly Review」を週に1回発行する等、より積極的な情報提供を行った。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 多重債務者相談窓口は、各地方財務局に加え、全都道府県及び約95%の市区町村に設置済（平成23年9月30日時点）。これらの周知を図るため、都道府県別に、消費者向け及び事業者向けの相談窓口を記載したポスター8万枚、チラシ108万枚を作成し、関係機関等に配布した（24年3月）。また、「多重債務者相談強化キャンペーン2012」を実施し、全国各地で消費者向け及び事業者向けの無料相談会の開催等の取組みを行った（24年9月～12月）。
8	金融機関等の法令等遵守態勢の確立	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、貸金業務取扱主任者登録に必要な経費の平成25年度予算要求（17百万円）を行い、政府予算案に計上（17百万円）された。 <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の定員要求を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 投資一任業者に対する監督業務に係る体制整備のため、投資一任業監督管理官の機構及び課長補佐2名、係長2名、係員2名の定員の要求を行った。 ○ 信託銀行に対する監督業務に係る体制整備のため、課長補佐1名、係長1名の定員の要求を行った。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 法令に照らして利用者保護と市場の公正性確保に重大な問題が認められた金融機関等に対し行政処分を行い、経営の健全化を求めるとともに改善状況のフォローアップを行った。
9	金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応	<p>【引き続き推進】</p> <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の関係法令を整備した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年7月、返金申請を促す観点から、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則」の改正を行い、実際に被害に遭われた方が返金の申請を迅速に行うことができるよう、申請書様式を記載しやすい簡易な構成に変更した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供を行い、広く一般に預金口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、引き続き、情報提供件数等を四半期毎に当庁ウェブサイトにおいて公表した。 ○ 振り込め詐欺への的確な対応 <ol style="list-style-type: none"> 1 平成24事務年度主要行等、中小・地域金融機関向け監督方針において、金融機能の不正利用の防止に向けた対策を監督上の重点事項とし検証した。 2 平成24年10月、政府広報において、新聞突き出し広告を行い、広く一般国民に向けた返金制度の周知を行った。 3 平成25年3月、被害者の方が公告を閲覧する際の利便向上のため、預金保険機構のホームページの改善（画面の見やすさ及び検索機能の改善）を図った。 4 振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の具体的使途である、①犯罪被害者等の子供に対する奨学金貸与、②犯罪被害者等支援団体に対する助成の両事業の内容を盛り込んだ内閣府・財務省令が平成24年4月より全面施行された。両事業の担い手については公募を実施し、「公益財団法人 日本財団」が当該事業の担い手として決定され、平成24年12月18日より、両事業が開始された。 ○ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ <ol style="list-style-type: none"> 1 金融機関における情報セキュリティ対策等の向上を促す観点か

		<p>ら、偽造キャッシュカード問題等への対応状況に係るアンケート調査を実施し、ICキャッシュカード等のセキュリティ対策の導入状況を当庁ウェブサイトにおいて公表した。</p> <p>2 偽造キャッシュカード等の問題への注意喚起等を促す観点から、引き続き、被害発生状況及び金融機関による補償状況を四半期毎に当庁ウェブサイトにおいて公表した。</p>
10	取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、内外プロ投資家等によるクロスボーダー取引への監視を強化するために必要な経費を含む証券取引等監視経費等の検査・調査等の業務を行うために必要な経費について、平成25年度予算要求(273百万円)を行い、政府予算案に計上(271百万円)された。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、クロスボーダー事案の調査体制の整備や投資一任業者等に対する検査体制の整備等を図るために、統括検査官、統括調査官の機構及び国際専門審査官1名、特別検査官1名、専門検査官1名、証券検査官8名、総括証券調査官1名、主任証券調査官1名、証券調査官9名、国際専門調査官1名の定員要求を行った。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、25年3月、信用格付業者が信用格付の公表等を行う際にその正確性の確保を直接求める制度を整備するよう、金融庁に対して建議を行った。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融・資本市場に関する包括的かつ機動的な市場監視の一環として、24年度においては、内外プロ投資家等によるクロスボーダー取引への監視の強化を含め、973件の取引審査を行った。 ○ 市場規律の強化に向けた取組みとして、上場会社における内部管理態勢の構築を促すための講演や、各種広報媒体への寄稿を実施したほか、自主規制機関、公認会計士、税理士、弁護士、不動産鑑定士等、市場規律の強化につながる各市場参加者に対する講演や意見交換を行った。また、市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促すため、課徴金事例集の公表を行った。 ○ 金融商品取引業者等に対する検査を実施し、24年度においては、18件の行政処分を求める勧告を行ったほか、証券検査の結果、問題点が認められた業者等102社に対して通知を行った。また、取引調査及び犯則事件の調査の結果に基づき、金融商品取引業者に対して行政処分を求める勧告をそれぞれ1件行った。 ○ 平成24年4月から、投資一任業者に対する集中的な検査を実施するとともに、情報収集・分析体制を強化するため、年金運用分野に関する情報の専用受付窓口として年金運用ホットラインを開設し、専門家による積極的かつ質の高い情報収集・分析を行い、投資一任業者の検査に活用した。 ○ ファンドの取得勧誘に際して虚偽の告知等を行っていた者に対する裁判所への禁止命令等の申立てを1件実施した。また、調査・証券検査の結果、虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者等13社(6件)について、社名等を公表した。 ○ クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引について、海外当局とも緊密に連携しながら、取引調査を実施し、24年度においては、内部者取引事案6件、相場操縦事案1件の計7件の課徴金納付命令の勧告を行った。 また、その他の不公正取引について、迅速・効率的な取引調査を実施し、24年度においては、内部者取引事案13件、相場操縦事案12件の計25件の課徴金納付命令の勧告を行った。 ○ ディスクロージャー違反について、迅速・効率的な開示検査を実施し、24年度においては、有価証券報告書等の虚偽記載事案9件の課徴金納付命令の勧告を行った。 ○ 市場の公正性を害する悪質な犯則行為について、厳正な調査を実

		施し、24年度においては、複雑・悪質な複合事案として、投資一任業者による投資一任契約の締結に係る偽計事件や不動産の現物出資制度を悪用した偽計事件等、計7件の告発を行った。
11	市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進	<p>【改善・見直し】</p> <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 市場関係者により自主的に進められている社債市場の活性化に向けた取組みを積極的に支援した。
12	市場の透明性確保に向けた会計制度等の整備・定着	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「企業財務諸制度調査等経費」について平成25年度予算要求(38百万円)を行い、政府予算案に計上(38百万円)された。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、国際会計基準(I F R S)の適用のあり方については、企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議における約1年間の議論を整理し、今後の議論に資するため、24年7月2日、「国際会計基準(I F R S)への対応のあり方についてこれまでの議論(中間的論点整理)」が作成・公表された。
13	金融商品取引法に基づくディスクロージャーの適切性の確保	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、有価証券報告書等電子開示システム整備経費、業務・システム最適化計画に基づく次世代「有価証券報告書等の電子開示システム」の開発、運用に必要な経費及び制度改正等へ対応するための経費について平成25年度予算要求(1,736百万円)を行い、政府予算案に計上(1,695百万円)された。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の機構・定員要求を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 不正会計事案、監査を巡る国際的動向等を踏まえた監査行政推進のための体制整備のため、監査調整官の機構及び課長補佐1名、係長1名の定員の要求を行った。 ○ 不正会計事案の発生を踏まえた「有価証券報告書レビュー」の実施に伴う体制整備のため、課長補佐1名の定員を要求を行った。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、国際水準を踏まえたX B R L(財務情報を効率的に作成・流通・利用できるよう国際的に標準化されたコンピューター言語)化の対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等を目的とした次世代E D I N E Tの開発を行った。
14	公認会計士監査の充実・強化	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、懲戒処分経費、課徴金制度関係経費、公認会計士検査経費及び試験実施経費の平成25年度予算要求(107百万円)を行い、政府予算案に計上(107百万円)された。 <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、中小規模監査事務所に対する機動的な検査体制の整備のため、公認会計士監査検査官3名の定員の要求を行った。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、公認会計士試験合格者等の活動領域の拡大を図るために、金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、経団連・金融4団体による23年度アクションプランに基づき、当庁としての取組みを進めるとともに、24年11月にも上記関係者の意見交換会を開催し、アクションプランに新たな施策を追加する改訂を行った。 評価結果を踏まえ、監査基準等の整備に係る対応については、企業会計審議会において、会計監査をより実効性のあるものとする観点か

		ら、会計不正に対応した監査手続等の検討を行い、25年3月26日、「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書」がとりまとめられた。
15	多様な資金調達手段・適切な投資機会の提供に向けた環境整備	<p>【改善・見直し】</p> <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、総合的な取引所の実現に向けた体制整備のため、課長補佐1名、係長1名の定員の要求を行った。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の関係法令を整備した。 <ul style="list-style-type: none"> 「総合的な取引所」の実現に向けた施策を盛り込んだ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(24年3月国会提出)が、24年9月に成立した。(同法施行(公布後1年6月以内)に向け、関係政府令を整備予定。) <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、国際会計基準(I F R S)の適用のあり方にについて、企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議における約1年間の議論を整理し、今後の議論に資するため、24年7月2日、「国際会計基準(I F R S)への対応のあり方についてこれまでの議論(中間的論点整理)」が作成・公表された。 投資信託・投資法人法制の課題の把握・見直しの検討のため、金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」において検討を行い、報告書を取りまとめた(24年12月報告)。
16	決済システム等の整備・定着	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、店頭デリバティブ取引情報の蓄積・分析システム(仮称)の開発に必要な経費及び運用・保守に必要な経費について平成25年度予算要求(51百万円)を行い、政府予算案に計上(51百万円)された。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、市場取引の高度化への対応に向けた体制整備のため、市場取引対応室の機構及び市場取引対応室長1名の定員の要求を行った。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 一定の店頭デリバティブ取引に係る清算集中義務及び取引情報保存・報告制度等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律の成立(22年5月)を踏まえ、政令・内閣府令等を整備した(24年11月施行) 取引情報保存・報告制度において、金融商品取引業者等に代わり、取引情報の保存・報告を行う取引情報蓄積機関を金融商品取引法第156条の67第1項の規定に基づき指定した(25年3月)。 市場関係者・有識者を中心とした「店頭デリバティブ市場規制に係る検討会」の取りまとめ結果を踏まえ、一定の店頭デリバティブ取引の電子情報処理組織の利用義務付け等を盛り込んだ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し(24年3月提出)、24年9月に可決成立した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 日本証券クリアリング機構が円金利スワップ取引の清算業務を開始するにあたり、当該業務にかかる業務方法書の変更を認可した(24年8月)。 国債取引・貸株取引の決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みについて、金融庁のHPにおいてその取組状況を公表する等、積極的に支援した(24年6月、12月)。
17	専門性の高い人材の育成	【改善・見直し】

	等	<p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した <ul style="list-style-type: none"> ○ 広島大学大学院、中央大学大学院において金融行政に関する連携講座を実施した。 ○ 全国の大学院・大学等から依頼を受けて、「多重債務問題」、「金融トラブルに巻き込まれないために」、「新社会人のためのお金の使い方のルール」等、出前講座を行う。また、要望のあった学校に対して、府内見学や金融経済教育について講義を行った。
18	個人投資家の参加拡大	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、金融税制調査等経費について平成25年度予算要求（7百万円）を行い、政府予算案に計上（7百万円）された。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の関係法令を整備した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「総合的な取引所」の実現に向けた施策や課徴金制度の見直し等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（24年3月9日国会提出）が、24年9月6日に成立した。（同法施行（公布後1年6月以内）に向け、関係政府令を整備予定。） <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年度税制改正において、個人投資家の裾野拡大や利便性向上にも資する観点から、日本版ISAの拡充や金融所得課税の一体化等を要望し、措置された。 ○ 金融トラブル連絡調整協議会を2回開催（24年6月、11月）し、各指定紛争解決機関の業務実施状況や苦情・紛争事案の分析の取組み状況等の観点から議論を行い、機関間の連携強化を図った。また、24年11月に「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」を設置し、同制度の在り方の検討や各機関の業務遂行状況の検証等を行い、利用者利便の一層の向上に関する提言等を内容とする報告書を25年3月に公表した。 ○ 昨年に引き続き、金融取引の基礎知識をまとめたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」を4万部、未公開株取引等に関するトラブル防止を解説した「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を5万部配付した。 ○ 更に地域住民を対象に、金融トラブルに巻き込まれない事をテーマにしたシンポジウムを全国6箇所で開催した。（高松、札幌、さいたま、熊本、金沢、福岡）
19	金融サービス業の活力と競争の促進に向けた環境整備	<p>【改善・見直し】</p> <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の関係法令を整備した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険会社のグループ経営に関する規制等の見直し等を盛り込んだ、「保険業法等の一部を改正する法律」（24年3月成立）に係る政令・内閣府令・告示・監督指針を整備した（24年7月・25年3月公布）。 ○ 「総合的な取引所」の実現に向けた施策を盛り込んだ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（24年3月国会提出）が、24年9月に成立した。（同法施行（公布後1年6月以内）に向け、関係政府令を整備予定。） <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国金融業の中長期的な在り方についての検討のため、金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方にに関するワーキング・グループ」において検討を行い、報告書を取りまとめた（24年5月報告）。本報告書を踏まえ、業界団体や政府系金融機関等と官民ラウンドテーブルを開催した（平成24年9月25日）。 ○ 保険商品・サービスの提供等の在り方について、「保険商品・サー

		ビスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」において検討を行っている。
20	中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、中小企業の経営改善と事業再生支援に必要な経費、関係機関等との連携強化に必要な経費及び個人債務者の私的整理に係る支援に必要な経費の平成25年度要求（979百万円）を行い、政府予算案に計上（409百万円）された。 ※復興庁所管において一括計上された分を含む。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の機構・定員要求を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業の経営改善・事業再生を円滑に推進させるための体制整備のため、事業再生支援管理官1名、課長補佐6名、係長5名の定員の要求を行った。 ○ 中小企業の支援事業の担い手の多様化・活性化に係る体制整備のため、認定経営革新等支援室の機構及び課長補佐1名の定員の要求を行った。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の関係法令を整備した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における事業再生支援機能の強化し、地域経済活性化に資する支援を実施するため、関係府庁と連携し、株式会社企業再生支援機構法を改正、株式会社地域経済活性化支援機構に改組、機能拡充をした。 ○ 中小企業金融円滑化法の期限到来後も、金融機関が貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるとともに、中小企業等に対する経営支援に積極的に取り組むよう促すため、金融検査マニュアル・監督指針等の改正案を公表した（25年3月）。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業金融をはじめとする企業金融の円滑化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業の経営改善・事業再生の促進等を図るため、「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」を策定し（24年4月20日）、当該パッケージに掲げられた施策を推進した。 ○ 金融機関による貸付条件の変更等の実施状況や体制整備状況等について、当局として適切なフォローアップを行った。 ○ 中小企業等に対する金融の円滑化が図られるよう、年末（24年11月）・年度末（25年2月）において金融担当大臣等から金融機関等の代表に対し、直接、要請した。 地域密着型金融の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 各財務（支）局等において、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する観点から、「地域密着型金融に関する会議」（シンポジウム）を開催した（25年2月～3月）。また、特に先進的な取組みや、広く実践されることが望ましい取組みを行っている金融機関に対し、顕彰を実施した（25年2月～3月）。
21	金融行政の透明性・予測可能性の向上	<p>【引き続き推進】</p> <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 検査・監督上の着眼点、重点項目の明確化 金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境が大きく変化している状況を踏まえて、24事務年度の行政対応における重点項目を明確化した「平成24検査事務年度検査基本方針」並びに「平成24事務年度主要行等向け監督方針」等を策定・公表した（24年8月）。 ○ 行政処分等において行った法令解釈等の周知 <ol style="list-style-type: none"> 1 金融機関等における行政処分に対しての予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、処分事例について、その原因となった事実関係及び根拠法令・条文等を公表した（財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずる恐れがあるものを除く）。

		<p>2 業務改善命令等の行政処分に関する事例を一覧性のあるものとして取りまとめ、公表している「行政処分事例集」を定期的に更新し、国民への情報提供を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実 金融行政の透明性・予測可能性の向上や、金融機関の内部管理態勢の強化等を促す観点から、「金融検査結果事例集」を作成・公表した（24年8月、25年3月）。 ○ 当庁の施策や金融取引に係る注意事項等の利用者の関心の高い事項について、金融庁ウェブサイトに特集ページを設置し利用者利便の向上を図った。 また、海外の利用者へのタイムリーな情報発信を目的に、24年7月から、一週間の新着情報の概要を英訳した「FSA Weekly Review」を週に1回発行する等、より積極的な情報提供を行った。
22	職員の育成・強化のための諸施策の実施	<p>【改善・見直し】</p> <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員のキャリアパスに係る希望や適性等に配慮しつつ、金融行政の各専門分野において計画的な人事配置・人材育成を行うとの方針に基づき、専門性を意識した人事・任用や、能力・実績主義に基づく公平・公正な人事を継続的に実施した。 ○ 高い専門的知識を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの専門家を、官民人事交流法や任期付職員法を活用して、年間を通じて積極的に採用した。 ○ 金融庁業務の国際性の涵養や専門性の習得を図るべく、国際機関、海外監督当局、在外公館や、民間企業、地方自治体、大学等への出向の拡大を図った。 ○ 業務上のニーズを一層研修に反映させるよう、研修内容の検証・見直しを行い、英文ライティング研修の新設など研修内容の充実を図った。
23	行政事務の電子化等による利便性の高いシステムの構築及び効率的な金融行政の推進	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価結果を踏まえ、「金融庁業務支援統合システムの開発に必要な経費」について、25年度予算要求（350百万円）を行い、政府予算案に計上（256百万円）された。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価結果を踏まえ、情報システム調達の適正化のため、情報システム調達会議を3回開催し、情報化統括責任者補佐官等が調達内容を検証するなど積極的な関与を行った。
24	専門性の高い調査研究分析の実施	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価結果を踏まえ、国際コンファレンス経費、金融研究会関係経費、研究論文執筆関係経費の平成25年度予算要求（13百万円）を行い、政府予算案に計上（13百万円）された。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究成果の府内へのフィードバック <ol style="list-style-type: none"> 1 24年4月以降、研究官等による研究成果をまとめ、ディスカッションペーパーとしてホームページ上に掲載した6本について、府内関係者からコメントを得るなどを通じて、行政と研究者の交流を行った。 2 研究活動の一環として2研究会（「金融経済教育研究会」、「企業財務研究会」）を府内にて開催した。 ○ 学術研究との架け橋となり、府内外との相互交流の充実 <ol style="list-style-type: none"> 1 24年7月にコンファレンス「EUアジア・コーポレート・ガバナンス・ダイアローグ」（共催：欧州委員会等）、25年3月に国際コ

	<p>ンファレンス「持続的・包摂的な成長に向けたアジア金融セクターの強化」(共催：アジア開発銀行研究所(ADBI))を開催した。 庁内幹部がスピーカー等として発表等をしたほか、庁内職員に加え、国内外の研究者、政府・中央銀行関係者、在京大使館関係者、金融機関の実務者等の参加者を得て、活発な質疑応答が交わされた。</p> <p>24年7月開催 国際コンファレンス 参加者：204名 25年3月開催 国際コンファレンス 参加者：322名</p> <p>2 24年度4月以降、金融をはじめ様々な分野の実務家研究者等を講師とする、庁内職員が自由に参加できる勉強会（通称「金曜ランチョン」）を、計22回（通算では218回）開催（職員の参加は、最大79名、平均52名。）して、45分のプレゼンテーションの後に、会議参加者と講演者が活発な質疑応答を行った。</p> <p>3 24年度4月以降、アカデミズム等の金融有識者が最先端の研究内容を発表し、金融庁の行政官等との議論を通じて、金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求する勉強会（金融経済学勉強会）を庁内にて計11回開催した。</p>
--	--

表5－4－(5) 事業評価方式により事後評価した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	電子データ保全解析及び証拠化機材の整備	<p>【実施は妥当】</p> <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、25年度においても引き続き、電子機器・電磁的記録に対する解析等の要請に対し、適正かつ的確に対処していくこととする。
2	金融庁業務支援統合システムの開発（成果重視事業）	<p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「金融庁業務支援統合システムの開発に必要な経費」について、25年度予算要求（350百万円）を行い、政府予算案に計上（256百万円）された。

表5－4－(6) 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例	<p>【引き続き推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例については、引き続き、租税特別措置法上に存置されている。

